外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である平井健二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年十一月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービル二一階

Nok Nok Labs,Inc.

日本における代表者　平井　健二

限定承認公告

本籍北海道釧路市共栄大通三丁目一番地二、最後の住所北海道釧路市鳥取北五丁目四番二号　被相続人　亡　杉尾　良子

右被相続人は令和八年七月九日死亡し、その相続人は令和八年十一月二日釧路家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

札幌市白石区菊水元町一条一丁目一番九号

連絡先札幌市中央区南一条西十三丁目四番地五二マーシャルウエストビル五階弁護士法人やなだ総合法律事務所

限定承認者福岡供美

右代理人　弁護士　簗田　真也

限定承認公告

本籍沖縄県那覇市牧志二丁目四七七番地九、最後の住所沖縄県那覇市識名二丁目一番一二―五〇七ラフィーネ寄宮

被相続人　亡　屋比久吉男

右被相続人は令和八年六月二十九日死亡し、その相続人は令和八年十一月四日那覇家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十一月十八日

沖縄県那覇市若狭一丁目一八番一五号

シーサイドパレスＷＡＫＡＳＡ二〇二号

限定承認者　屋比久広昭

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲及び乙は、吸収分割して乙は甲と乙の間の吸収分割契約書記載の甲の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました（第一吸収分割）。

また左記会社のうち甲及び丙は、第一吸収分割の効力発生を条件として、合併して甲は丙の権利義務全部を承継して存続し丙は解散することにいたしました。

また左記会社のうち甲及び丁は、右合併の効力発生及び甲の解散を条件として、吸収分割して丁は甲と丁の間の吸収分割契約書記載の甲の権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

これらの吸収分割及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年十一月十八日

掲載頁　二頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

（丙）確定した最終事業年度はありません。

（丁）確定した最終事業年度はありません。

令和八年十一月十八日

神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央八番三三号サウスコア二〇五号室

（甲）株式会社アウトソーシングトータルサポート

代表取締役　吉田　幸弘

神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎中央八番三三号サウスコア二〇五号室

（乙）株式会社ＯＴＳパートナーズ

代表取締役　吉田　幸弘

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

（丙）株式会社ＯＴＳ１

代表取締役　園田　英一

東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

（丁）株式会社ＯＴＳ２

代表取締役　小島　亘

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九十四億四千七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年九月十七日

掲載頁　九十一頁（号外第二〇八号）

令和八年十一月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ジェイロジスティック特定目的会社

取締役　吉岡　淳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金七億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金八億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44K456S-00054

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・イワキ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億三千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000346/1fz0/

令和八年十一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

債権申出の公告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年十月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十一月十八日

東京都中央区築地五丁目六番一〇号

株式会社共同テレビジョン

規約型確定給付企業年金清算人　小泉功太郎

訂正公告

令和八年三月三十一日（号外第七十六号）掲載の第二十期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「(3,906)」とあるは「(270)」の誤りにつき訂正します。

令和八年十一月十八日

東京都品川区西五反田二丁目二番一〇号

株式会社ピーオーリアルエステート

代表取締役　福田　泰博

正　誤

ページ	段	行	誤	正
五〇	表中改正後欄中終りから一九		をいう	をいう。
五二	表中改正後欄中一二		買掛金、前受金	買掛金、前受金